

振り込め詐欺の被害防止

振り込め詐欺の手口は年々巧妙化、被害は後を絶ちません。2006年の認知件数は18,538件、被害総額は約249億円で、深刻な社会問題になっています。関係機関が実施している対策を以下に紹介しますので、被害防止の一助にしてください。

1 犯行手口などに関する広報

振り込め詐欺の手口や送金方法がクルクル変わるため、各都道府県警察では、広報誌、ホームページなどで手口や注意点を広報し、注意喚起に努めています。

2 詐称している会社・団体名の公表

警察庁は、犯人が詐称する会社や団体の名前をホームページで公表しています。

3 送金先住所の公表

現金書留や定形小包郵便（エクスパック）などで現金を私設私書箱に送付させる手口が多発したため、警察庁はあて先の住所をホームページで公表しています。

4 指定口座の取引停止

警察は、振り込んだ後で被害に気づいた人のため、金融機関に指定口座の取引停止（口座凍結）を依頼しています。2006年上半期の依頼件数は約13,000件でした。

5 電信為替の送金停止

電信為替により、私設私書箱などに金を送らせる手口が多発したため、郵便局は警察から情報が寄せられた住所にあてた電信為替の引き受けを拒否しています。

6 A T M利用限度額の設定

全国銀行協会、日本郵政公社などは、1日あたりのA T M利用限度額を50万

円に設定しています。

7 携帯電話の契約者確認

携帯電話不正利用防止法は、不正に利用された携帯電話について、警察署長が事業者から契約者の本人確認を求めることができると定めています。また、契約者がこれに応じなかった場合は、通話停止措置をとれます。